

佐賀県東部工業用水道規程第七号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程（平成十九年佐賀県東部工業用水道規程第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第一項中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年一月一日から同年三月三十一日まで」に改め、「第二条第一項及び」の下に「附則第二項第一号並びに」を加え、同項第二号中「百分の三・五」を「百分の二」に改める。

第二項中「第九条第一項」の下に「及び附則第二項第二号」を加える

附 則

この規程は、平成二十三年一月一日から施行する。